

資料編一覧表

1	令和7年度園児・児童・生徒・教職員数
2	令和7年(2025年)度大阪狭山市保育教育指針
3	令和7年度 支援教育の基本方針
4	いじめ防止基本方針(令和7年7月改訂)
5	取組み成果リーフレット(東小学校 言語能力をはぐくむモデル校)
6	取組み成果リーフレット(南第三小学校 情報活用能力をはぐくむモデル校)
7	第2回「こども未来フォーラム」振り返り
8	大阪狭山市立学校に係る部活動の方針(改訂)
9	学校給食における食物アレルギー対応について
10	狭山池シンポジウム2025「幻の狭山池改修伝承―安見宗房と戦国時代の南河内―」
11	市立幼稚園、認定こども園、民間保育所、小規模保育事業の在籍数、定員数
12	あおぞら、あそびのひろば(公民館、幼稚園、公園)
13	利用者支援事業―利用のご案内―
14	大阪狭山市発達障がい児等支援事業「手をつなGO！」
15	大阪狭山市発達障がい児等支援事業 ペアレントトレーニング～つながろう～
16	未就園児事業チラシ(東幼稚園)
17	未就園児事業チラシ(半田幼稚園)
18	大阪狭山市こども家庭センターチラシ
19	子育て世帯訪問支援事業チラシ
20	大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について

園児・児童・生徒・教職員数

【令和7年度 5月1日】

園名	職員数	園児数・学級数				計
			3歳児	4歳児	5歳児	
東	4	園児数	14	16	26	56
		学級数	1	1	1	3
半田	4	園児数	10	12	16	38
		学級数	1	1	1	3
東野	3	園児数	0	13	8	21
		学級数	0	1	1	2
計	11	園児数	24	41	50	115
		学級数	2	3	3	8

学校名	職員数	児童数・学級数（支援学級児童数については内数）													計	
			1年		2年		3年		4年		5年		6年			支援学級
東	55	児童数	4	123	3	155	8	160	1	151	4	165	3	154	23	908
		学級数	4		5		5		5		5		5		4	29
西	33	児童数	4	67	4	63	4	77	0	67	5	68	6	69	23	411
		学級数	2		2		3		2		2		2		4	13
南第一	24	児童数	0	35	2	40	2	35	1	40	0	43	2	36	7	229
		学級数	1		2		1		2		2		1		2	9
南第二	36	児童数	3	82	3	77	4	93	5	82	2	92	4	79	21	505
		学級数	3		3		3		3		3		3		5	18
南第三	22	児童数	3	21	0	24	3	20	2	28	2	33	2	32	12	158
		学級数	1		1		1		1		1		1		2	6
北	40	児童数	3	88	3	82	3	88	6	100	5	79	6	84	26	521
		学級数	3		3		3		3		3		3		4	18
第七	46	児童数	6	110	5	107	4	76	6	91	6	95	4	66	31	545
		学級数	3		3		3		3		3		2		6	17
計	256	児童数	23	526	20	548	28	549	21	559	24	575	27	520	143	3,277
		学級数	17		19		19		19		19		17		27	110

園名	職員数	園児数・学級数				計
			3歳児	4歳児	5歳児	
こども園	28 ※1	1号認定	5	4	3	12
		2号認定	25	30	32	87
		学級数	2	2	2	6
計		園児数	30	34	35	99

学校名	職員数	生徒数・学級数（支援学級生徒数は内数）								計
			1年		2年		3年		支援学級	
狭山	51	生徒数	3	213	10	198	4	208	17	619
		学級数	6		5		6		3	17
南	45	生徒数	5	142	8	139	7	168	20	449
		学級数	4		4		4		4	12
第三	37	生徒数	6	122	4	133	1	116	11	371
		学級数	3		4		3		3	10
計	133	生徒数	14	477	22	470	12	492	48	1,439
		学級数	13		13		13		10	39

小中学校合計	
児童生徒数	4,716
学級数	149
※内数 支援学級 児童生徒数	児童生徒数 191
	学級数 37

※ 園の職員数は正職員のみ

※1 正職員の内1人は育休取得



「グローバル※人材の育成」

～地域とともに進める学校園づくり～

※グローバル・ローカルの造語



社会を生き抜く力の育成

◎英語教育の充実

○就学前教育・保育カリキュラムの充実

- ・基本的な生活習慣づくり
- ・自己学習力（家庭学習習慣）の確立 など

基本理念

学びあい、
つながりあい、
未来に輝く人づくり



一人ひとりを大切にする教育

◎個に応じた指導と指導体制の充実

○発達障がいなどの早期支援

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組みの推進
- ・多文化共生教育の推進 など

保育・教育環境の充実

◎校種間の連携（施設分離型小中一貫校）

○子どもの権利を大切にする家庭教育に関する啓発

- ・保護者や地域住民への情報発信の充実
- ・家庭・地域との連携による学校の活性化 など

めざす子ども像

自分らしく、
いきいきと学び、
さやまを愛する子



さやまを学び、大切に思う心の育成

◎地域未来の学習の充実

○読書活動の推進（読書eプラン等）

- ・歴史文化遺産を活かした学習活動の充実
- ・体育・文化協会、地域スポーツクラブ等との連携 など

ゴールを意識した保育・教育活動を！

保育所・幼稚園・こども園

小学校

中学校

豊かな体験を重ねる
中で試行錯誤し、学
びの芽生えを深め、
「自信、意欲や自制
心といった人格形成
の基礎」を培う



地域資源を活かし
た学びを充実すると
ともに、「生涯にわ
たり学習する基盤」
を培う



自分のよさや可能性を
認識し、多様な人々と
協働しながら「持続可
能な社会の創り手とな
る力」を培う



義務教育終了後

「さやま」を愛し、
グローバル社会を
生き抜く人へ



【参考】
大阪狭山市立
学校園等所在地

大阪狭山市教育委員会

令和7年度 支援教育の基本方針

大阪狭山市教育委員会

すべての幼児・児童・生徒の社会参加と自立をめざす支援教育のさらなる推進と充実を図るため、一人ひとりの多様なニーズのある子どもたちに合った学びの場を作っていく。そのためにも、特に通級の充実を図っていくのと同時に、担当教員の専門性を高め、通常の学級との連携をすすめる、より子どもの学びにつなげていけるよう努める。一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを的確に把握し、個々の状況に応じた保育・教育課程を編成し、実施する。また、障害者差別解消法における合理的配慮に鑑み、「ともに学び、ともに育つ」機会の拡充を進め、相互理解と互いに認め合える集団づくりを促進するとともに、各学校園が主体的に保護者や地域社会に対して理解啓発に努める。

また、各学校園では誰にでもわかりやすい授業づくりをめざす「授業のユニバーサルデザイン化」を積極的に推進し、基礎的環境整備を整える。

1. 学校園は支援教育コーディネーター及び校園内委員会を校務分掌に位置づけ、生徒指導担当者と連携しながら、総合的な校園内支援体制の充実を図り、組織力を高める。また、リーディングチームや巡回相談員、専門家チーム、支援学校等の協力を得ながら、幼児・児童・生徒の状況に応じたきめ細やかな支援の推進に努める。教育委員会は支援教育の一層の推進をめざし、国や府の事業を活用しながら、教職員の保育・教育力の向上を図る研修や指導を行うとともに、より専門性の高い「子ども理解推進教師」の育成に努める。特に、次世代の支援教育を担う人材の育成に努める。
2. 校園内委員会では、アセスメントを丁寧に行い、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態把握を行い、早期支援に努める。また、個に応じた支援のあり方については管理職とともに協議し、学級担任等の指導への支援方策を具体化するとともに、教職員の専門性の向上を図るため、計画的に校園内研修を実施する。
3. 大阪狭山市子どもネットワーク協議会障がい児施策・療育部会（支援連携協議会）を中心に、教育・医療・福祉・労働等の関係機関と連携の強化を図る。また、『サポートブック「さやま」』の活用を推進し、義務教育終了後の自立を見据えた長期計画である「個別的教育支援計画」を策定する。（「個別的教育支援計画」の長期目標は、3年毎をめやすに見直しをすすめる。）
4. 支援学級に在籍する子どもや通級指導教室に通う子ども一人ひとりに、「個別的教育支援計画」を根拠とした「個別の指導計画」を学期毎に作成し、支援を行う。作成に当たっては、障がいの状況・保護者の願い・発達段階等を的確に把握し、一人ひとりの自立に向けた課題と基本的な指導内容を明確にする。また、目標、指導方法、基礎的環境整備、合理的配慮、評価等の記載する事項について保護者に説明する。さらに、通常の学級に在籍する配慮が必要な児童生徒についても同様に、積極的に「個別の教

育支援計画」「個別の指導計画」の作成を推進する。

5. 支援学級及び通級指導教室における教育課程の一層の充実を図るとともに、支援学級と通常の学級、幼稚園・保育園・こども園・小中学校と支援学校との交流及び共同学習の機会を積極的に設け、互いに理解し尊重し合える人間関係の育成を図る。通級指導教室の担当教諭が、児童・生徒の特徴をつかみ、個々の困難との因果関係を明らかにして具体的な方策を見つけ出し、効果の出る指導ができる力を養うことができるように、研修や中学校区での交流などで研鑽を積むことができるようにしていく。
6. 就園・就学にあたっては、大阪狭山市就学支援委員会や関係機関と連携し、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援ができるよう相談体制の充実を図り、発達検査や客観的な事実を踏まえた子ども理解をさらに推進し、本人や保護者の意向を尊重し、適切な説明及び情報提供に努める。また、就学の際には管理職及び校園内委員会を窓口としたきめ細やかな引継ぎをもれなく行い、『サポートブック「さやま」』や「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、学校園間の円滑な接続に努める。

いじめ防止基本方針

平成29年10月

大阪狭山市

(令和7年7月改訂)

*** 目 次 ***

はじめに

I. 基本的な考え方

1. いじめの定義	3
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	
具体的ないじめの態様(例)	3
3. いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	5
(5) 関係機関との連携について	5

II. いじめの防止等のための施策

1. いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
大阪狭山市いじめ問題等対策委員会(大阪狭山市教育委員会の附属機関)	
2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策	6
3. 学校が実施する施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置	8

III. 重大事態への対処

1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査	9
2. 重大事態の報告	9
3. 調査主体について	9
4. 調査を行うための組織について	10
5. 事実関係を明確にするための調査の実施	10
6. 調査結果の提供	11
7. 市長による再調査(法第30条第2項)	11
8. 再調査を行うための組織について	12
9. 再調査結果の報告(法第30条第3項)	12
★ 重大事態対応フロー図	13

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

大阪狭山市教育委員会では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校にでも起こりうるものであることを十分認識の上、本市独自の「いじめ問題の取組み指針」を示すとともに、「一人ひとりの子どもが尊重される学校づくりのために」を作成し、その防止と対策にあたってきました。

このたび、令和6年8月、文部科学省が「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したことを受けて、大阪狭山市教育委員会は改めて、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携しながら、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、ここに改訂いたします。

I. 基本的な考え方

大阪狭山市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定に基づく「いじめの定義」「基本理念」のもと、いじめをなくすための対策に取り組んでいくこととします。

1. いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念（法第3条より）

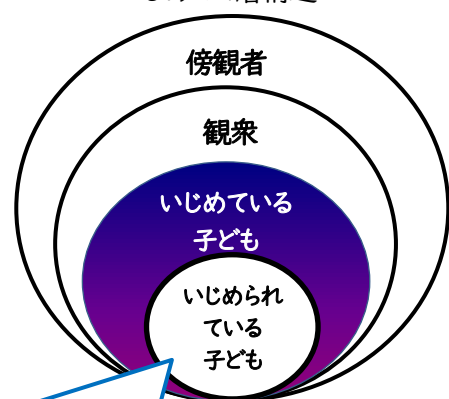
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の内容に応じては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要な場合もあります。

<いじめの4層構造>



いじめの持続や拡大には、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

3. いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等に関する基本的な考え方は、次の5点です。

(1) いじめの未然防止 「いじめはしない・させない・ゆるさない」の継続

—地域社会全体で取り組む—

いじめは学校だけでの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境をつくり出す必要があります。また、そうした社会とのかかわりの中で子どもに、自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

—大阪府いじめ防止基本方針より—

保護者や周りの大人が、

- ①「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という認識をもつこと
- ②「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示すこと
- ③保護者は家庭での話し合い等を通して規範意識を養うとともに、いじめから子どもを保護すること。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談すること

学校の教育活動全体を通じて、

- ①心の通う人間関係づくりを推進すること
- ②ストレス等に対処できる力を育むこと
- ③どの子どもも安心できる学校づくりをすること
- ④地域、家庭と連携し、子どもの人権意識を育むよう、普及啓発を行うこと

(2) いじめの早期発見 「いじめは早期発見・早期対応が重要」

- ①全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くように努めること
- ②ささいな兆候にも、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知すること
- ③定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えること

(3) いじめへの対処 「学校・家庭・地域の協力が大切」

- ①いじめを認知した者は直ちに、いじめを受けた児童生徒の安全を確保すること
- ②学校は、いじめた側の児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協力しながら組織的な対応を行うこと
- ③学校は、家庭や大阪狭山市教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携を行うこと
- ④教職員は平素より、いじめの対処の在り方について、理解を深めておくこと
- ⑤学校は、組織的な対応を可能とするような体制整備を行うこと

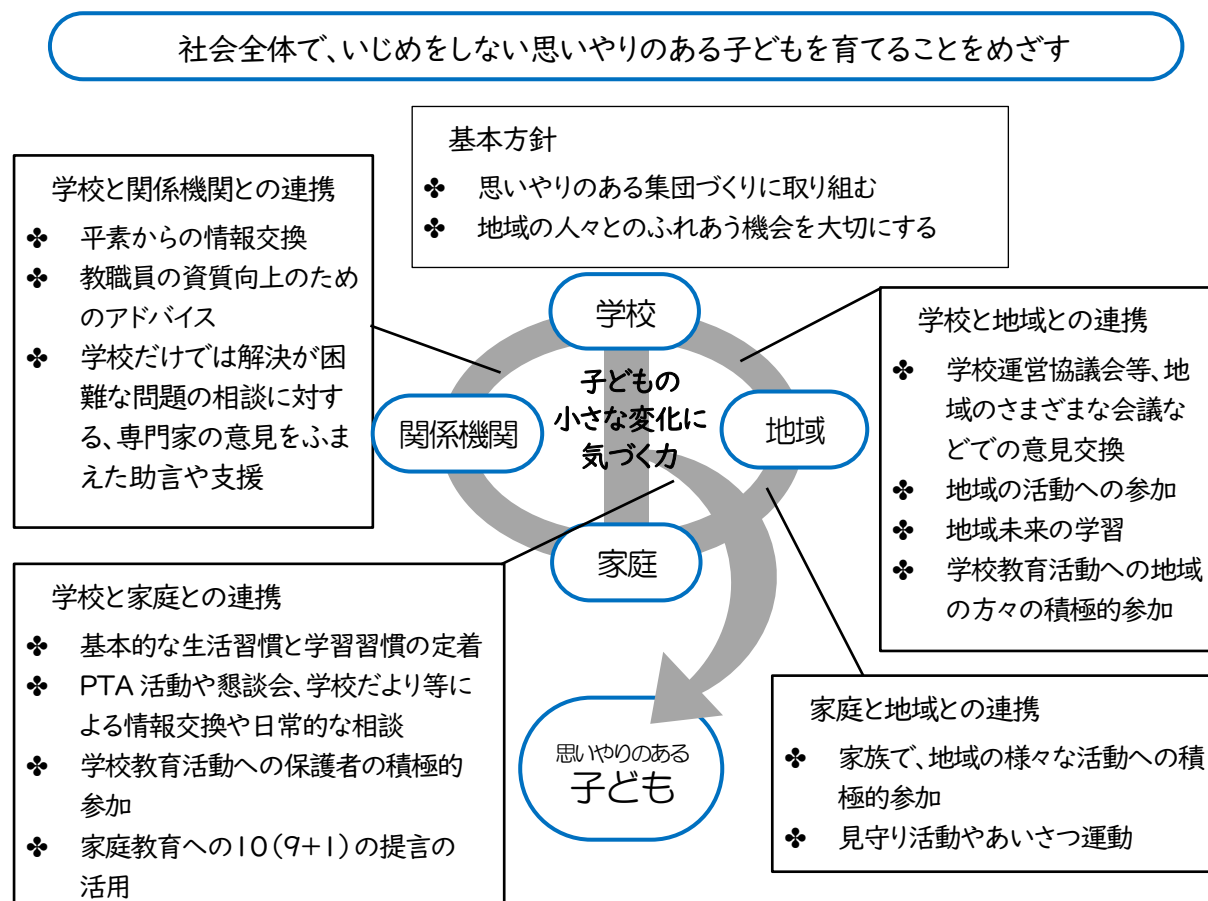
(4) 地域や家庭との連携について 「地域とともにある学校づくりの推進」

学校は、家庭、地域と連携した具体的な対策を推進するとともに、組織的な体制を構築し、コミュニティ・スクールのよさを活かして、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように努めること

(5) 関係機関との連携について

- ①学校は、関係機関(P.7※参照)と連絡会議(黒山地区青少年健全育成会・大阪狭山市小中学校生活指導研究協議会)等を通して、生徒指導についての情報共有に努めること
- ②学校内外の相談窓口について児童生徒へ適切に周知するとともに、相談体制の充実を図ること

<連携のイメージ図>



大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、率先して責任ある行動をとることが大事です。 —大阪府いじめ防止基本方針より—

Ⅱ. いじめの防止等のための施策

Ⅰ. いじめ防止等の対策のための組織の設置（法第14条第3項）

大阪狭山市いじめ問題等対策委員会（大阪狭山市教育委員会の附属機関）

大阪狭山市教育委員会は、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うようにするため、大阪狭山市教育委員会に附属機関として「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」を置きます。

- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、大阪狭山市教育委員会の諮問に応じ、「大阪狭山市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの防止等の対策についての調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行います。
- ・「大阪狭山市いじめ問題等対策委員会」は、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めます。また、委員は法律、医療、教育、心理または福祉の分野に関する専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とします。
- ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」の内容についてPDCAサイクルにより点検、必要に応じて見直しを行います。

2. 大阪狭山市教育委員会が取り組む主な施策

次の事項について、取組みを推進します。

Ⅰ. 人的整備と体制づくり

- ・いじめ防止等の対策を推進するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの人的整備と体制づくり

2. 道徳教育及び体験活動の充実

- ・道徳の授業研究・体験活動の推進
- ・思いやりのある集団づくりをめざす人権教育の推進 など

3. いじめを防止する取組みの推進

- ・子どもが自主的に行う児童会や生徒会活動への支援
- ・いじめ防止のための啓発活動 など

4. 早期発見のための措置

- ・定期的な調査（毎月の問題行動調査等）
- ・スクリーニングシステムの導入
- ・保幼小中の連携の推進 など

5. 相談体制の充実

- ・子ども・保護者・教職員がいじめに関する相談ができる体制づくり

6. 教職員の資質向上

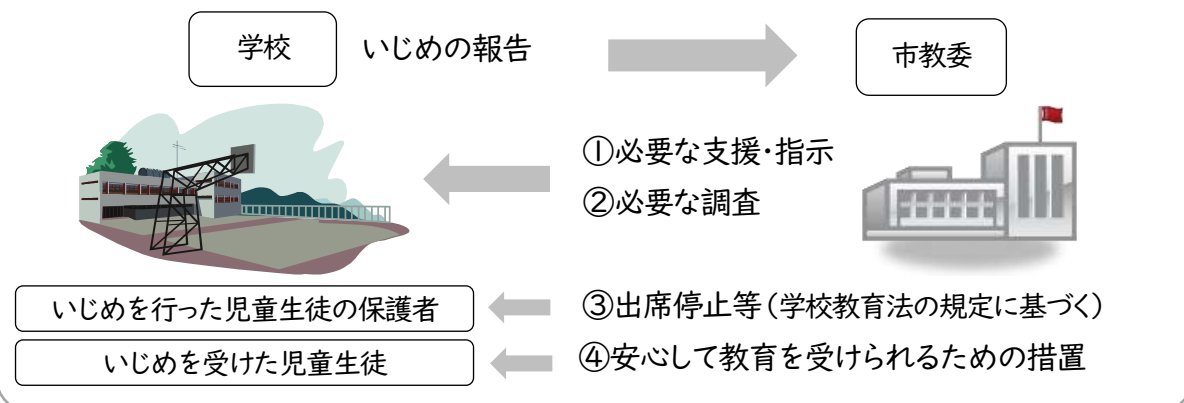
- ・各学校へ派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと各学校の代表者による連絡会の実施
- ・いじめに関する研修の実施
- ・人権教育研修や実践交流会 など

7. インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン等、インターネットに起因するトラブルから子どもを守る研修の実施
- ・地域の団体との協力による保護者への啓発活動の実施 など

8. いじめに対する措置

大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして対応する



9. 重大事態への対処

(P.9「Ⅲ.重大事態への対処」を参照)

10. 保護者への周知

- ・家庭教育の大切さや家庭で気をつけておきたい点について周知
- ・教育委員会規則で定めている「出席停止に関する事項」を学校や保護者へ周知

11. 学校評価と教員評価の留意点提示

- ・隠さず、迅速かつ適切に、組織的に取り組めるかという視点で評価

12. 学校運営改善の支援

- ・学校運営協議会及び学校協議会などを活用し、いじめの防止の視点から見た学校マネジメントの支援と地域ぐるみの取組みの推進

※関係機関

教育関係……	教育相談機関(教育支援センターフリースクールみ・ら・い)等
警察・司法関係…	黒山警察署、富田林少年サポートセンター等
福祉関係等……	富田林子ども家庭センター、大阪狭山市こども家庭センター等
保健・医療関係…	病院、保健所等
その他……	大阪府教育委員会、大阪狭山市教育委員会、児童養護施設等

3. 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

①学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めます。

「学校いじめ防止基本方針」に記載する内容

- いじめ防止に関する学校の基本的な考え方
- いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置
- 未然防止に向けた取組み
○日常的な指導について ○保護者・児童生徒への啓発について
- 早期発見
- いじめに対する措置
○通報や相談があった場合の対処 ○当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言 ○いじめが起きた集団への働きかけ ○ネット上のいじめへの対応
- 校内組織のイメージ図
- 重大事態への対処
- いじめ防止等の取組みについての年間計画
○アンケートの実施及び保存【実施してから5年間】 ○カウンセリングの実施
○スクリーニングシステムの活用 ○学校評価を活用

②学校いじめ防止基本方針の運用

学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるために、次の点を大切にします。

- 児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにします。
- 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に国の示す「チェックリスト」*を参考に点検し、PDCAサイクルにより見直します。
- 児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて年度当初に説明し、理解を得るとともに、ホームページなどに掲載し、周知します。
- 必要に応じて、大阪府教育委員会の「問題行動への対応チャート」を活用します。

*いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

(2) いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止等対策委員会)の設置

法第22条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織「いじめ防止等対策委員会」を置きます。

- いじめ防止等対策委員会は、校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成します。
- 本委員会は、
 - ①学校基本方針に基づくいじめ防止の計画的な取組み
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめや問題行動などの情報収集
 - ④アンケート等、いじめの疑いに係る情報があった時の対応等を組織的に実施するための中核としての役割を担います。

Ⅲ. 重大事態への対処

1. 大阪狭山市教育委員会又は学校による調査(法第28条第1項)

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに、その下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとしします。

重大事態とは(法第28条第1項)

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害(※1)が生じた疑いがあると認めるとき(1号事案)

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(※2)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(2号事案)

※1「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

※2「相当の期間」

年間 30 日を目安とするが、児童生徒が連続して欠席しているような場合には、日数に関わらず迅速に調査に着手する

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

2. 重大事態の報告

○重大事態が発生した場合は、以下の順に発生の報告を行います。

学校 ⇒ 大阪狭山市教育委員会 ⇒ 大阪狭山市長

3. 調査主体について

○調査を行う主体は、個別の事案ごとに決定します。

不登校重大事態(2号事案)に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役割は大きいため、学校が調査にあたることを原則とします。

ただし、1号事案、2号事案とも、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、大阪狭山市教育委員会が主体となって行います。

4. 調査を行うための組織について

大阪狭山市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかにその下に組織を設け、調査を行います。

○学校における組織

- ・各学校のいじめ防止等対策委員会

ただし、法第28条第3項に基づき、大阪狭山市教育委員会は調査を実施する学校に対し必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行います。（専門家の関与など）

○大阪狭山市教育委員会における組織

- ・大阪狭山市いじめ問題等対策委員会（事務局職員による調査を指導助言する、第三者委員会）
- ・大阪狭山市いじめ問題調査委員会

各委員は、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しておらず、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

5. 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にし、同種の事態の再発を防止することを目的として、調査を実施します。

（1）事実関係の調査は、次の3点を中心に速やかに行い、可能な限り明確にするよう努めます。

- ①いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から、どのような態様で行われたか
- ②いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ③学校・教職員がどのように対応したか

（2）調査を実りあるものにするために、以下の点を大切にします。

- たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合うこと
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は当該児童生徒から、不可能な場合は、その保護者から十分に意見等を聴き取ること
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙等による調査や聴き取り調査などを行うこと
- 児童生徒の安全を最優先し、事実関係の確認と指導を行い、いじめ行為を速やかに止めること
- いじめられた児童生徒に継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと
- 文部科学省の、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂）に基づき、事案の重大性を踏まえて、適切に対応に当たること
- 自殺の背景調査にあたっては、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査 研究協力者会議）を参考とすること
- 調査を行うに当たり、大阪狭山市教育委員会又は学校は、対象児童生徒・保護者等に対して、重大事態の別・根拠、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、対象児童生徒・保護者等に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針など

について、できる限り、対象児童生徒・保護者等と合意しておくこと

- 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めること
- 情報発信や報道対応は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行うこと
- 調査中の対象児童生徒・保護者等に対する必要な範囲で経過報告を行うことを検討すること

6. 調査結果の提供(法第28条第2項)

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供し、調査結果の説明を行います。

大阪狭山市教育委員会又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(2) 調査結果の報告・公表

調査結果については、大阪狭山市教育委員会が大阪狭山市長に報告します。(学校が主体となって調査を実施した場合も含みます。) いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を大阪狭山市教育委員会事務局が受け、調査結果の報告に添えて大阪狭山市長に提出します。

なお、調査結果を公表するか否かは、学校設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断します。

公表する場合は公表期間を原則6ヶ月*とし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)や大阪狭山市情報公開条例(平成10年大阪狭山市条例第1号)等に基づいた対応を行います。(*児童生徒・保護者の意向や状況を踏まえて変更する場合があります。)

7. 市長による再調査(法第30条第2項)

大阪狭山市教育委員会から重大事態の調査結果の報告を受けた大阪狭山市長は、調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと大阪狭山市長が判断したときや事前に対象児童生徒・保護者等と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断したとき等、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。

8. 再調査を行うための組織について

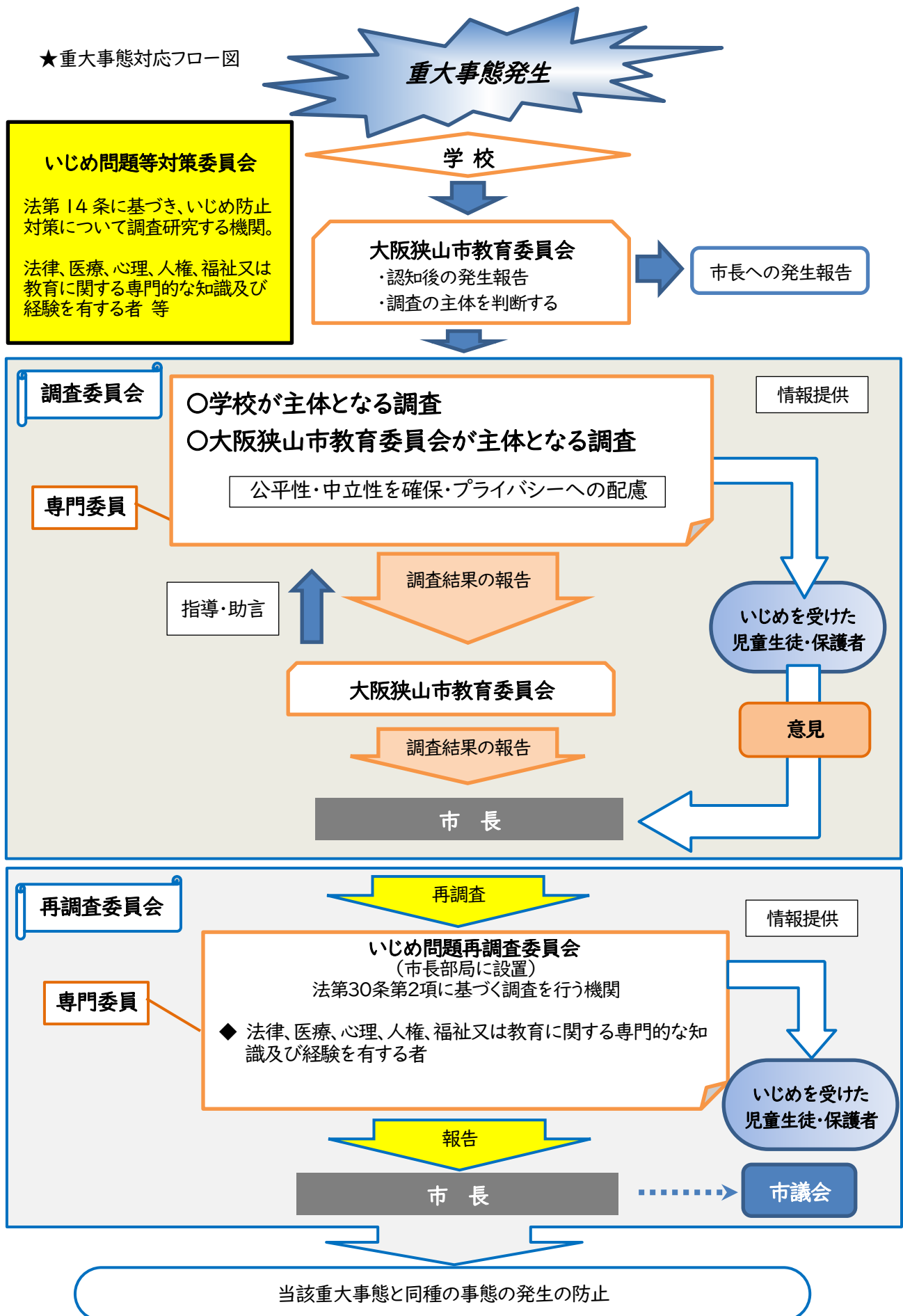
再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成する「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

9. 再調査結果の報告

「大阪狭山市いじめ問題再調査委員会」は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとします。

また、大阪狭山市長は、再調査を行ったときは個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を大阪狭山市議会に報告します。

★重大事態対応フロー図



つきたい力

- ・自分の思いや考えを表現する力
- ・図書での情報の収集や活用をする力

取組みの概要・ポイント

- ルーブリックやつきたい力を明確にした授業づくり
- 単元の中に学校図書館・図書活用を位置づける

東小HP
モデル校の
取組み



学校公開
全体会の
スライド



具体的な取組みの内容

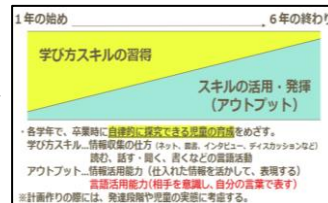
授業の構造化

○6年間を意識したスキルの習得・活用
卒業時につけてほしい姿を共有し、そこから各学年の発達段階に応じた学び方のスキルの習得・活用をめざしている。

○学習のゴールを示す
児童に単元計画や学習のゴール、ルーブリックなどを予め示すことで、見通しを持ち、つきたい力を明確に意識できるようする。

○相手を意識した言語活動を学習活動に位置付ける
さまざまな教科に言語活動を取り入れる。習得したスキルの中から最適な発信方法を選ぶ。自分の思いや考えが伝わったことを実感できるよう、話す対象を明確にし、話す・聞くときのポイントを示している。

学び方スキルの習得から活用までのイメージ図



学習計画の例

がくしゅうけいかく

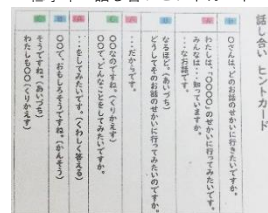
1. がくしゅうけいかくをしよう。
2. はなしをたのしくつなぐポイントをかんがえよう。
3. はなしをするだいでいのしゃしんをとろう。
4. はなしをつなぐかんがえよう。
5. はなしをつなぐけんしゅうをしよう。
6. ★グループではなしをつなごう【あいうえおトーク】

ルーブリックの例

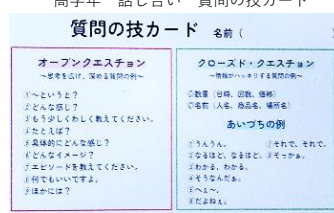
これができた

S：★★★
①友だちからのアドバイスを聞いて、自分の考えをレベルアップさせることができる。
②友だちからのアドバイスを聞いて、見出しに合うようにひみつ発見メモをえらび直すことができる。
③友だちからのアドバイスを聞いて、内ようを書き直すことができる。
A：★★
自分なりにせいりすることができる。

低学年 話し合いヒントカード



高学年 話し合い 質問の技カード



系統性を意識した指導

○言語体系表の作成
「児童の実態」・「学習指導要領」・「大阪府情報活用能力ステップシート」から「計画」「学校図書館の活用」「ICT機器の活用」「地域未来の学習」の4点を軸とした本校独自の体系表を作成し、言語能力を育むための系統立てた指導を行っている。

学校図書館の活用・図書委員会との連携

○調べ学習
単元に関連する図書を学年に貸し出し、学級や学年フロアにコーナーを設置。授業の中ですぐに図書で調べられる環境を作ることで、学びの選択肢を広げられるようにしている。

○学校司書との連携
学習内容に応じて、授業に参加したり、動画で説明したりすることで図書の活用例を示し、積極的に児童が図書を使えるようにしている。

○図書委員会の活動・企画
毎日の図書館放送、本のクイズラリーや本の作成、表彰状の作成、各学級へ読み聞かせに行くなど、図書行事やイベントを主体的に行っている。

東小 言語体系表 概要図



東小 言語体系表 詳細図



取組みを通しての子どもの変容

- 自分の考えを積極的に表現しようとする姿が多く見られるようになった。
- 相手の話を聴き、あいづちや質問をする姿が多く見られるようになった。
- 10月までの貸出冊数が前年度より11%上昇した。(34,664冊→38,481冊)

アンケート項目	R6年度 3月	R7年度 12月
自分の考えを伝えるとき、相手や目的などを意識して、伝え方を工夫している。	82%	88%
文章を書いた後には、読み手に内容が正確に伝わるかどうか、ことばの見直しをしている。	77%	86%
以前より読書への興味が深まった。	80%	84%

つきたい力

情報活用能力を「意識」し、自分に合った
 「学び方を選択」し、主体的に「学びをアウトプット」できる

取組みの概要・ポイント

1. 意識化: 児童・教員双方が共通のものさし(南三小版ルーブリック)を活用し、現状と目標を共有
2. システム化: 情報活用能力の年間計画を作成し、どの教員でも授業でICT活用を推進できる土台を確立
3. 相似形: 授業参観WeekやICT研修など、教員の挑戦と成長を促す環境を整備し、その成果を児童の学びへ接続

具体的な取組みの内容「意識化」「システム化」「相似形」

～「ICT活用」を特別にしない!教員と児童の意識を変えた3つのPOINT～

【POINT1:意識化】

目標が「見える化」!児童が自分で伸び方を
 決める「情報活用スキルルーブリック」

1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。
2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。
3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。

児童用

1年生	じょうほうかつようスキルルーブリック	名前()
1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。	1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。	
2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。	2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。	
3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。	3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。	

教員用

1年生	情報活用スキルルーブリック
1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。	1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。
2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。	2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。
3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。	3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。

【POINT2:システム化】

授業で「いつ使うか」がわかる年間計画と
 「やってみよう」と思える活動空間の整備

1. 授業で「いつ、どのスキルを使うか」がわかる年間計画を作成・共有し、指導を系統化。
2. プレゼンテーションルームなど、創造的な活動のための空間を整備。
3. 教員の負担を減らし、児童が「いつでも気軽に」ICT活用に挑戦できる仕組みを提供。

情報活用能力 年間計画

3年生	情報活用スキルルーブリック
1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。	1. 情報活用能力の目標を言語化し、ルーブリック(児童用・教員用)を開発。
2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。	2. 全学年で共有し、授業評価や学習目標設定の「共通のものさし」として活用。
3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。	3. 子どもが「伸ばすべき力」を意識化し、主体的な学習姿勢を育成。

プレゼンテーションルーム



【POINT3:相似形】

「教員の成長」が「子どもの伸び」に直結!
 全校で定着を促進

1. 授業参観WeekやICT研修など、教員の挑戦と成長を促す環境を積極的に整備。
2. 「こんな授業ができるよ」という提案授業を実施し、教員間の指導スキルを共有。
3. 教員の自信を児童の学びへ接続し、主体的・協働的な学習姿勢を育成。

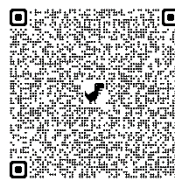
ICT研修&提案授業



詳しくはこちら
 大阪狭山市立南第三小学校
 特設ページ

モデル校の
 取組み

学校公開資料



取組みを通しての子どもの変容

ICT機器の基本的操作が定着し、子どもたちは情報活用能力を意識して学習に取り組むようになった。その結果、学び方の選択肢が増加し、自分に合った学び方を選択できるようになった。さらに、クラウド上での協働的な学びが促進され、主体的な学習と表現力の向上が見られた。

第2回「こども未来フォーラム」ありがとうございました

令和8年（2026年）2月

大阪狭山市教育委員会



自分たちで、未来はつくれる！



○満足度 95.6%！

今年度は小学校3年生以上の学年（入試前の中3を除く）、かつ教室での視聴になりましたが、子どもたちのほとんどが「よかった！」との感想でした。



○自分たちにもできる！

「社会を変えることができる」と感じた児童生徒は92.3%でした。昨年の発表の中で実現したものがあったことを知って、「声が届く」自信につながったようです。

○本気の姿に感動

5月末から半年以上かけて準備をしてきた発表者の子どもたち。緊張しながらもしっかりと発表する姿に、同級生も感動したようです。

たくさんの感想等、いただきました（ありがとうございます）



【子どもたち（小学校3年生以上）】

- ・発表している人はすごいと思った（小3）
- ・このフォーラムがあることで、もっと学校や社会が良くなりそうだ。（小4）
- ・他の学校の考えを取り入れて、私たちの学校でも活動していきたい。（小6）
- ・すぐわかりやすくスピーチができてるのがいいと思いました。（小5）
- ・みんな色んなことについて調べていてこんな考え方もあったのかと思った。（中2）
- ・頼ってばかりじゃなく、自分たちでどのようなことをできるか考えていてよかった。（中1）
- ・いろいろな提案があって自分でできることを探していきたいなと思いました。（中1）



【保護者の皆さま】

- ・それぞれの学校が地域の課題を考え、具体的な提案をされていたのが、すごく良かったです。
また、昨年の提案から実現したものもあり、今年の提案からどれが実現されていくのか、楽しみです。
- ・子どもたちの意見は大人以上の発想があるので、毎年開催していただきたい。
- ・参加されたお子さんたち、いっぱい練習して頑張られたと思います。
当日立派に発表できていて感動しました。お疲れ様でした。
- ・子どもたちの声が、実現するとよいと思います。学校の代表として、意見を述べたり、準備してきた事に、感心しました。
- ・子どもたちも自分たちの提案が実現していくのを直に感じ、より地域のことを考えるきっかけになると感じました。



【地域の皆さま】

- ・大阪狭山市の「子どもの意見を取り入れる姿勢」が伝わりました。本当に素晴らしい取り組みだと思いました。
- ・何よりも子どもたちが真剣に大阪狭山市のことについて考えていることが素晴らしいと思った。そして、要望するだけでなく、自分たちにできることも意見表明していることに感動しました。
- ・平日だったので、仕事の合間に見せていただきました。今の子どもはしっかりと考えていて、「大人もしっかりしないといけないな」と感じました。ありがとうございました。

いくつかご意見も頂戴しました



○地域からのアンケートが少なかった

HP 上のアンケートフォームの場所がわかりにくかったようです。次年度は工夫したいと思います。

○もう少しコンパクトに

10校の提案は長く感じる子どももいたようです。学校の意見も聞きながら考えたいと思います。

○途中経過も教えて

子どもの意見が実現したことなどは、その経過も含めてホームページなどで、紹介するとより良くなるという意見を頂戴しました。市ホームページやInstagramなど、活用したいと思います。

○高校生の意見も聞きたい

狭山高校生の意見も取り入れたいとの声もたくさんありましたので、前向きに検討していきます。

今後に向けて



○こども未来フォーラムは継続します

フォーラムに参加した子どもは一律に「よかった」や「いい経験になった」と話します。内容や時間等、工夫は必要ですが、学びの「アウトプットの間」として継続します。



○学園名を考えます

「施設分離型の小中一貫校」も3年めを迎えます。教育長からも一貫校としての愛称を考えることが「宿題」として出されました。子どもたちや保護者、地域の意見も取り入れながら校区にふさわしい名にしたいと思います。

○地域未来の学習を充実させます

市内の全校が「地域未来の学習」を特別な教科とする教育課程特例校の指定を受けています。引き続き、地域を大切に想う子どもたちを育てます。

【問い合わせ】

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部教育指導グループ
TEL 072(366)0011



令和6年2月21日

大阪狭山市立学校に係る部活動の方針（改訂）

大阪狭山市教育委員会

1. 部活動の意義

学校の部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行うものである。

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

2. 「大阪狭山市立学校に係る部活動の方針」策定の趣旨

本方針は、中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること
- ・バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

3. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、「大阪狭山市立学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- (2) 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

4. 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌等を勘案した上で行うなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。また、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

5. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（熱中症の防止、スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

- (2) 校長及び部活動の指導者は、「体罰・ハラスメントは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である」という認識のもと、これらの根絶を徹底する。

6. 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けること。（平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り

替える。)

- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等、工夫に努める。

学校給食における食物アレルギー対応について

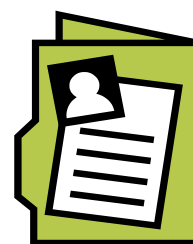
【基本的な考え方】

- ・学校給食は、学校教育の一環として実施されているため、本市では食物アレルギーをもつ児童生徒に対して可能な範囲で対応します。
- ・対象を副食とし、調理段階での食材料の除去を原則とします。

【具体的な対応について】

◎ 対応基準

- ・医師により食物アレルギーと診断されていること。
- ・アレルギー（原因食品）が特定されており、医師から指示され食事療法を行っていること



◎ 食物アレルギー対応除去食

- ・除去できるもの《5種類9品目》

- ① 卵
- ② 乳製品（牛乳、チーズ、ヨーグルト、バター、脱脂粉乳）
- ③ いか
- ④ えび
- ⑤ かに

◎ デザートについて

卵や乳製品を含むデザート（プリン、ヨーグルトなど）で、アレルギーをおこす児童生徒には、代替としてゼリーを提供します。

◎ 成分表の配布

- ・調味料、パンの材料・配合割合、ふりかけなどの成分表…年間1回配布（4月末）
 - ・加工食品、デザート類など…毎月入札後配布
- ※ 成分表は、学校を通じて配布します。

◎ 申請方法および実施までの流れ

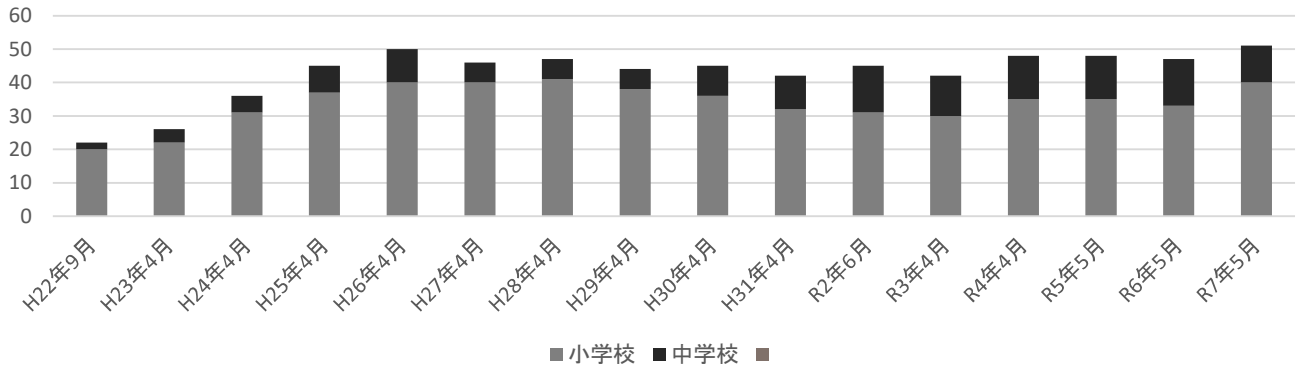
- ・除去食希望者に対する食物アレルギー調査票に記入・提出 ⇒ 保護者・学校管理職・養護教諭・給食センター所長・栄養教諭で面談 ⇒ アレルギー対応食依頼書・学校生活管理指導表を提出 ⇒ アレルギー対応食決定通知書送付 ⇒ アレルギー除去食実施

◎ その他（食物アレルギー対応除去食以外）

- ・牛乳・パン・おにぎりのふりかけ停止
- それぞれの停止依頼書の提出によって実施（診断書の提出は不要）

食物アレルギー除去食提供者数

【単位:人】



【令和7年5月現在 単位:人】

学校名	学年	除去食〔5種類9品目〕					
		①卵	②乳製品(牛乳・チーズ・ヨーグルト・バター・脱脂粉乳)	③いか	④えび	⑤かに	
東 小	低学年	5	0	1	0	0	
	中学年	3	1	1	1	1	
	高学年	1	2	0	0	0	
	計	9	3	2	1	1	
西 小	低学年	1	0	0	0	0	
	中学年	2	0	0	0	0	
	高学年	1	1	1	1	1	
	計	4	1	1	1	1	
南第一小	低学年	0	0	0	0	0	
	中学年	0	1	0	0	0	
	高学年	0	0	0	0	1	
	計	0	1	0	0	1	
南第二小	低学年	2	0	0	0	0	
	中学年	5	0	0	1	1	
	高学年	0	1	0	0	0	
	計	7	1	0	1	1	
南第三小	低学年	0	0	0	0	0	
	中学年	1	1	0	0	1	
	高学年	1	0	0	0	0	
	計	2	1	0	0	1	
北 小	低学年	0	0	0	0	0	
	中学年	2	1	0	1	1	
	高学年	2	2	0	0	0	
	計	4	3	0	1	1	
第七小	低学年	0	0	0	2	2	
	中学年	0	0	0	0	1	
	高学年	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	2	3	
狭山中		4	1	1	2	1	
計	6						
南 中		0	1	1	1	1	
計	3						
第三中		0	0	2	2	2	
計	2						
小学校計	40	26	10	3	6	9	
		一種類	30	複数	10	全て	0
中学校計	11	4	2	4	5	4	
		一種類	5	複数	6	全て	0
合 計	51	30	12	7	11	13	
		一種類	35	複数	16	全て	0

狭山池シンポジウム 2025

幻の狭山池改修伝承

—安見宗房と戦国時代の南河内—



令和7年 **9月21日(日)**

13:30～16:20 (開場:13:00)

会場:大阪府立狭山池博物館 ホール

定員 113名
(事前申し込み・先着順)

コーディネーター 小谷 利明 (元八尾市立歴史民俗資料館館長)

パネリスト 弓倉 弘年 (元大阪狭山市史執筆委員)

馬部 隆弘 (中京大学文学部教授)

中西 裕樹 (京都先端科学大学特任准教授)

参加費
無料

主催:大阪狭山市・大阪狭山市教育委員会
後援:大阪府教育委員会・南海電気鉄道株式会社
大阪狭山市商工会



写真:(上)河内国国人安見氏伝古幹録 狭山池の改修図(八尾市立歴史民俗資料館蔵)より
(下)安見宗房造立の石造地藏菩薩立像(叡福寺境内)

狭山池シンポジウム 2025

幻の狭山池改修伝承

—安見宗房と戦国時代の南河内—

狭山池は現存する日本最古のダム式溜池で、大阪平野の南部を開発する水利灌漑施設として飛鳥時代に築造されました。それ以来約 1400 年間にわたって、多くの人たちが維持管理に尽力してきました。平成の改修により、現在は水下の人の生命と財産を守る洪水調整機能をもつ防災ダム、憩いの場としての都市公園としても活用されています。

第 16 回を迎える令和 7 年度は、戦国時代に狭山池の改修に着手したものの未完に終わったとされる、安見宗房による狭山池改修伝承をテーマとします。

中世後期の狭山池と現大阪狭山市域については、史料が乏しく様相がつかみにくいの現在の研究状況です。このような中、狭山池に残される「永禄年中ニ安見美作守殿御取立候得共、是も成就不仕候」との伝承は、当該期の狭山池と市域の歴史を考える上で大きな手掛かりになると言えます。安見宗房の動向や戦国時代における河内国の情勢等を踏まえながら、安見宗房による狭山池改修という伝承をどう捉え考えるのか、議論していきます。

●プログラム●

- 13:00 開場・受付開始
13:30～13:40 開会・市長あいさつ
13:40～14:10 パネリスト報告
弓倉 弘年（元大阪狭山市史執筆委員）
「戦国期畠山氏の河内支配と安見氏」
14:10～14:40 パネリスト報告
馬部 隆弘（中京大学文学部教授）
「安見宗房による狭山池の用水普請」
14:40～15:10 パネリスト報告
中西 裕樹（京都先端科学大学特任准教授）
「飯盛城と南河内の城」
15:10～15:20 休憩（10分）
15:20～16:20 パネルディスカッション
コーディネーター 小谷 利明（元八尾市立歴史民俗資料館館長）
パネリスト 弓倉 弘年・馬部 隆弘・中西 裕樹

●申し込み方法●

郵便番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号・「狭山池シンポジウム参加希望」を明記のうえ、はがき（当日消印有効）・申し込みフォーム・電子メールのいずれかにて申し込み。または生涯学習グループにある申込用紙に必要事項を記入し、窓口にて直接申し込み。

●申し込み期間● 令和7年8月1日(金)～9月12日(金)

●定員● 113名（事前申し込み・先着順）

●申し込み・問い合わせ先●

大阪狭山市教育委員会事務局 教育部 生涯学習グループ
〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1
TEL 072-366-0011（内線 826）または 072-360-4526（直通）
E-mail: sayamaike@city.osakasayama.osaka.jp

●申し込みフォームアドレス●

<https://logoform.jp/form/8s6o/1074088>

※右 QR コードからアクセスできます。

